

中小企業の設備投資を応援します！

綾瀬市内中小企業の 新規取得設備の固定資産税が 3年間ゼロに！！

「先端設備等導入計画」とは、生産性向上特別措置法において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図る為の計画です。市より「先端設備等導入計画」の認定を受けた場合、税制措置、金融支援、国の予算支援（ものづくり補助金等の優先採択）等を受けることができます。

○対象企業：中小事業者等（大企業の子会社を除く・綾瀬市内で事業を営む事業者）

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

○対象設備

商品の生産もしくは販売又は役務の用に供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備。※計画認定後の取得が【必須】です。

【減価償却資産の種類（最低取得価額/販売開始時期）】

- ◆機械装置（160万円以上/10年以内）
- ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内）
- ◆器具備品（30万円以上/6年以内）
- ◆建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る）（60万円以上/14年以内）

※生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/中古資産ではないこと

○認定申請方法

設備取得を行う事業所が綾瀬市内の場合、以下書類を工業振興企業誘致課に提出。

- ①先端設備等導入計画に係る認定申請書（事業者）
- ②認定経営革新支援機関の確認書：労働生産性が年平均3%以上向上する【事前】確認書（支援機関）
- ③工業会証明書：旧モデル比で年平均1%以上向上することを証明する書類（メーカー・工業会）
中小企業庁HP 様式：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>
認定経営革新支援機関：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>

○適用期間

市から「先端設備等導入計画」の認定を受け、平成33年3月31日までに取得された資産が対象となります。

【問い合わせ】 綾瀬市 産業振興部 工業振興企業誘致課

TEL:0467-70-5661

E-mail：wm.705661@city.ayase.kanagawa.jp